

令和6年度「ちば県民だより」広告掲載仕様書

1 主な仕様

規 格	タブロイド判8ページ 4色刷り
発行部数	1回あたり1,390,000部
配布対象	一般県民
掲載回数	令和6年5月号～令和7年4月号の12回 (毎月5日発行、ただし1月号は1日発行)
広告枠数	36枠(3枠(1月当たりの枠数)×12回(掲載回数))
広告枠の大きさ	1枠の大きさは、左右252mm×天地92mm(1ページの1/4の大きさに相当)とし、1ページあたりの枠数は、1枠までとする。
広告位置	原則として5面、6面、7面の下部に配置するものとする。

2 業務基準

契約書・仕様書に定めるもののほか「千葉県広告事業実施要綱」及び「ちば県民だより広告掲載取扱要綱」に基づき行うものとする。これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は県と協議の上、県の指示によりこれを行うものとする。

3 広告主の選定等

広告取扱事業者は、掲載しようとする広告主及び掲載内容の可否について、掲載月の前々月の15日までに県と協議するものとする。ただし、令和6年5月号の協議は、令和6年4月4日までとする。

また、広告主の選定等に必要な費用は、広告取扱事業者が負担する。

4 原稿の提出

- (1) 掲載する広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとし、広告取扱事業者は、原稿の作成にあたり、あらかじめ県と協議の上、完全版下原稿を県が指定した期日までに提出するものとする。
- (2) 広告取扱事業者は、天変地異、その他やむを得ない理由によって指定した期日までに提出できないときは、県と協議の上、新たに県が指定した期日まで提出の延期を請求することができる。

5 広告作成上の留意点

- (1) 広告には、右または左上部に、16ポイント程度の活字で明瞭に「広告」の表示を入れなければならない。
- (2) 広告には、問合せ先の電話番号を掲載しなければならない。

6 その他

- (1) 発行部数については、履行期間中に5万部を上限として増減することがある。
- (2) その他定めのない事項については、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。